

令和4年2月16日

入札参加希望者 様

那 覇 市 長
(秘書広報課)

回 答 書

業務名	令和4年度 那覇市有料広告枠売買契約	
質 問	回 答	
通信販売広告の掲載は可能でしょうか。	<p>広告掲載審査委員会において、那覇市有料広告掲載取扱基準に基づき掲載可否の審査を行い、基準を満たす広告内容であれば掲載可能です。</p> <p>ただし、過去に健康食品に関するバナー広告で那覇市有料広告掲載取扱基準第3条第1項第8号（誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの）に該当するとして、掲載不可となった事例もあります。</p>	